

平成28年4月19日

規制緩和で、十勝川の水辺にあらたな賑わいが生まれます

～河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」を指定～

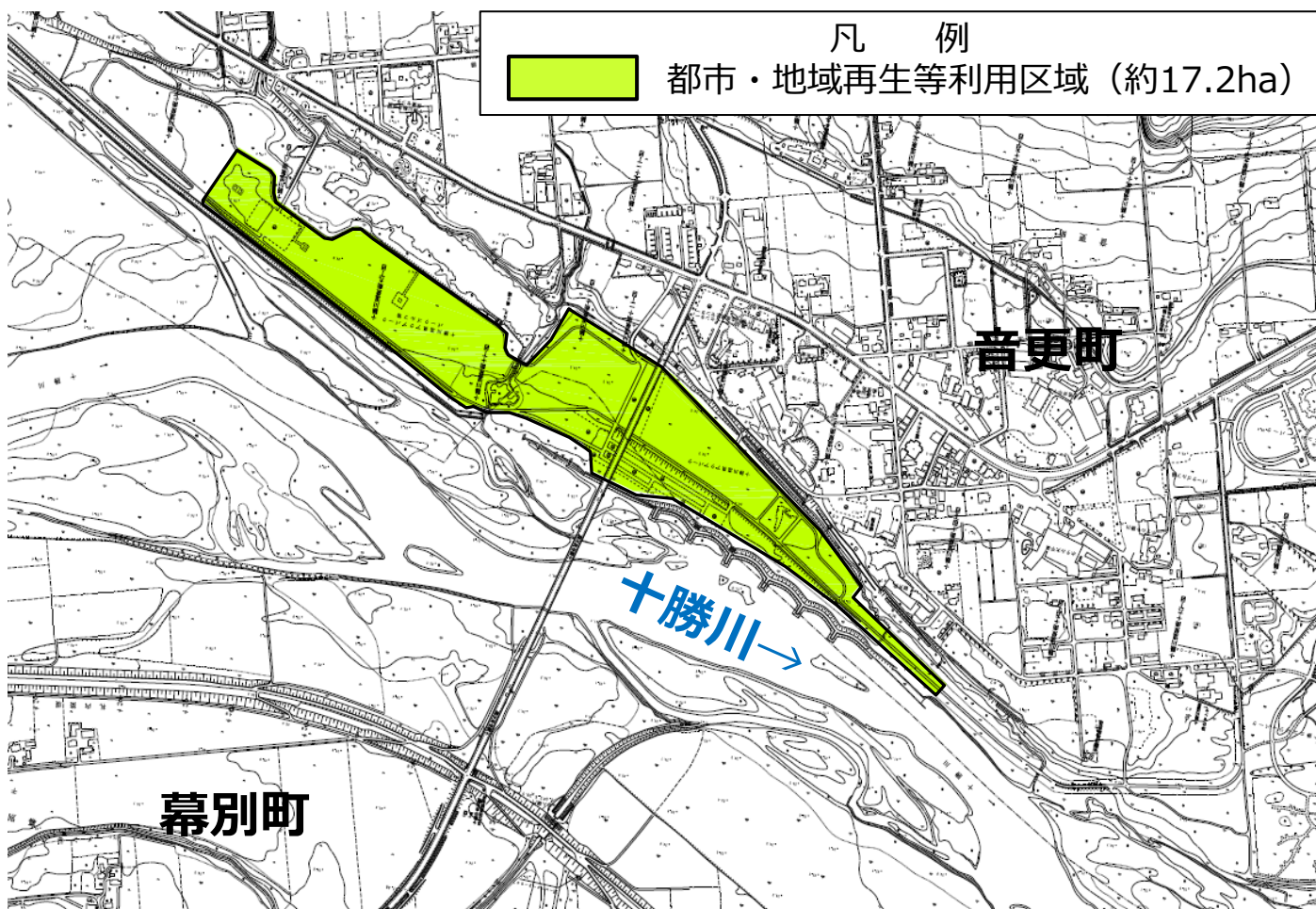
北海道開発局では、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを支援するため、十勝川中流域を営業活動を行う民間事業者等の利用も可能となる「都市・地域再生等利用区域」に指定しました。

「都市・地域再生等利用区域」の指定により、これまで公共性・公益性を有する者等に限定されていた河川占用が、都市及び地域の再生等に資する目的でも行えるようになり、民間事業者等によるオープンカフェやアクティビティ（体験）等の営業活動も可能になります。

記

- 1 都市・地域再生等利用区域（平成28年4月19日指定）
一級河川十勝川水系十勝川の河川区域内で「別紙」に示す区域
- 2 都市・地域再生等占用方針
 - （1）占用の許可を受けることができる施設
河川敷地占用許可準則第二十二第3項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、これらと一体をなす売店・照明・音響施設等
 - （2）許可方針
占用許可を受けることができる施設は、十勝川温泉地区をはじめとする音更町地域の賑わいの創出、地域活性化を目的として整備される施設とする。
- 3 都市・地域再生等占用主体
音更町長

【問合せ先】	国土交通省 北海道開発局	電話（代表）011-709-2311
	建設部 建設行政課 課長補佐	角谷 彰規（内線 5343）
	建設部 河川計画課 河川企画官	時岡 真治（内線 5292）
	帯広開発建設部	
	公物管理課 課長	安藤 裕次（0155-24-4102）
	治水課 課長	中島 康博（0155-24-4105）



占用主体の音更町で予定している利用（写真はイメージ）

- ・ 体験型利用（熱気球、マウンテンバイクツアー、ラフティング等）
- ・ イベント型利用（ビアガーデン、農産物青空市等）
- ・ オープンカフェや物販等（体験型及びイベント型と一体で実施）



雄大な十勝平野の中央を流れる十勝川のほとりに「十勝川温泉」があります。本地区は北海道十勝を代表する温泉地であるとともに、隣接する水辺は多くの観光客に豊かな自然の魅力を伝える場として、地域にとってかけがえのない空間となっています。

また、音更町は、平成25年度から「都市再生特別措置法」に基づく都市再生整備計画事業を推進し、かつての温泉市街地の賑わいを取り戻すため、官民一体となった十勝川温泉地区の再生に向けて取り組んでいます。

今回、音更町から「都市・地域再生等利用区域」の指定に関する要望書が提出され、河川敷地占用許可準則に定める要件に該当すると認められるため、平成28年4月19日に北海道開発局長が「都市・地域再生等利用区域」として指定したものです。

「都市・地域再生等利用区域」とは？

全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年3月8日に河川敷地占用許可準則が一部改正されました。これにより、民間事業者等による河川敷地の利用が可能となる都市・地域再生等利用区域を各河川管理者が指定することができます。（河川敷地占用許可準則 第二十二 参照）

河川敷地占用許可準則に基づく 都市・地域再生等利用区域の指定

オープンカフェ、自然体験活動等の営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用が可能になり、河川の恒常的かつ適正な利活用を促進



連携効果による交流人口の増加

都市再生整備計画事業（十勝川温泉地区）

官民一体による観光資源を活かした賑わいと活力のある都市環境を形成

旧ホテル解体跡地等を利用し、以下を実施予定

- ・ 多目的広場整備やウェルカム広場等の整備
- ・ 情報板、フットパス案内板等の設置

